

第 11 期 決 算 公 告

自 令和 5 年 6 月 1 日
至 令和 6 年 5 月 31 日

株式会社 ジョリーグッド

貸借対照表

(令和6年5月31日現在)

(単位:千円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|-----------------|----------|--------------|-----------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流動資産 | 678,652 | 流動負債 | 498,562 |
| 現金及び預金 | 594,537 | 未払金 | 13,796 |
| 売掛金 | 17,798 | 未払費用 | 106,663 |
| 商品及び製品 | 38,533 | 未払法人税等 | 529 |
| 仕掛品 | 38 | 前受金 | 356,984 |
| 原材料及び貯蔵品 | 69 | 預り金 | 20,588 |
| 前払費用 | 17,263 | 固定負債 | 843,952 |
| その他 | 10,412 | 長期借入金 | 260,000 |
| 固定資産 | 100,989 | 長期預り金 | 583,952 |
| 有形固定資産 | 0 | 負債合計 | 1,342,514 |
| 建物 | 1,861 | 純資産の部 | |
| 工具器具備品 | 68,598 | 株主資本 | △ 562,881 |
| 減価償却累計額 | △ 70,460 | 資本金 | 100,000 |
| 無形固定資産 | 0 | 資本剰余金 | 108,112 |
| ソフトウェア | 0 | 資本準備金 | 92,022 |
| 投資その他の資産 | 100,989 | その他資本剰余金 | 16,089 |
| 関係会社株式 | 80,129 | 利益剰余金 | △ 770,993 |
| 出資金 | 10 | その他利益剰余金 | |
| 長期前払費用 | 579 | 繰越利益剰余金 | △ 770,993 |
| 長期預金 | 10,245 | (うち当期純損失金額) | △ 770,993 |
| 差入保証金 | 10,004 | 新株予約権 | 8 |
| その他 | 20 | 純資産合計 | △ 562,872 |
| 資産合計 | 779,641 | 負債・純資産合計 | 779,641 |

(注)記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1)有価証券の評価基準及び評価方法
関係会社株式 移動平均法による原価法

(2)棚卸資産の評価基準及び評価方法
通常の販売目的で保有する棚卸資産
評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

| | | |
|---|----------|-------|
| 1 | 商品及び製品 | 先入先出法 |
| 2 | 仕掛品 | 個別法 |
| 3 | 原材料及び貯蔵品 | 先入先出法 |

(3)固定資産の減価償却の方法

- 1 有形固定資産
建物については定額法、その他の有形固定資産については定率法を採用しております。ただし平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりです。
- | | |
|--------|--------|
| 建物 | 10～15年 |
| 工具器具備品 | 3～15年 |
- 2 無形固定資産(リース資産を除く)
定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能見込期間(3～5年)に基づく定額法を採用しております。

(4)収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」(改正企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で以下の5ステップを適用することにより収益を認識しております。

- ステップ1:顧客との契約を識別する。
ステップ2:契約における履行義務を識別する。
ステップ3:取引価格を算定する。
ステップ4:取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。
ステップ5:履行義務を充足した時点で(又は充足するに応じて)収益を認識する。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

① アプリケーション開発、コンテンツ制作

(a) 契約及び履行義務に関する情報

顧客仕様によるVRアプリケーション開発及びVRコンテンツ制作等の提供

(b) 履行義務への配分額の算定に関する情報

観察可能な独立販売価格に基づき配分

(c) 履行義務の充足時点に関する情報

請負契約のうち成果物の引き渡し義務を伴う契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足にかかる進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、予想される開発・制作原価総額に対する開発・制作原価の発生状況に応じた割合に基づいて行っております。なお、開発・制作期間がごく短い契約については、一定の期間における収益は認識せず、すべての履行義務が充足した時点で収益を認識する代替的な取扱いを適用しております。

②VR機材販売

(a) 契約及び履行義務に関する情報

VR機材の提供

(b) 履行義務への配分額の算定に関する情報

観察可能な独立販売価格に基づき配分

(c) 履行義務の充足時点に関する情報

請負契約・販売契約のうち調達機材の引き渡し義務を伴う契約については、一時点で履行義務が充足されると判断できるため、顧客の検収時に収益を認識しております。

③サブスクリプションサービス

(a) 契約及び履行義務に関する情報

自社の製品(JOLLYGOOD+等)の提供

(b) 履行義務への配分額の算定に関する情報

観察可能な独立販売価格に基づき配分

(c) 履行義務の充足時点に関する情報

自社の製品等については、取引基本契約・利用規約確認による申込を当社が承諾したことにより、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断しております。合理的に当該履行義務の充足に係る進捗度を見積もることができるため、当該進捗度に基づき契約期間での均等割にて収益を認識しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1)担保に供している資産および担保に係る債務

担保に供している資産の内容及び金額

| | |
|--------------|-----------|
| 現金及び預金(定期預金) | 65,584 千円 |
| 長期預金(定期預金) | 10,245 千円 |
| 計 | 75,829 千円 |

国立研究開発法人日本医療研究開発機構(以下「当該機構」という。)が公募する医療研究開発革新基盤事業(CiCLE)第5回の採択実施に伴い、当社が当該機構と交わす委託環境整備契約に基づき定められた担保設定として、当該機構を質権者とする質権が設定されております。

(2)関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 1,250 千円

3. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称 または氏名 | 議決権等の所有 (被所有)割合 | 関連当事者との 関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|---------------|-----------------|--------------------|---------------|-------------------|--------------|----|--------------|
| 役員及びその 近親者 | 上路健介 | (被所有) 直接 42.22% | 当社代表取締役 | 銀行借入に対する債務 被保証 | 60,000 | - | - |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 当社は、銀行借入に対して代表取締役より債務保証を受けております。

なお、保証料の支払は行なっておりません。

4. 1株当たり情報に関する注記

| | |
|----------------|-----------------|
| (1) 1株当たり純資産額 | △119,480 円 47 銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | △45,783 円 44 銭 |